鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年６月29日

鳥取県知事　平　井　伸　治

**鳥取県規則第49号**

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則（平成21年鳥取県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| （貸付金の額等）<br>第３条　略<br>２　貸付金の貸付期間は、留学における研修を始める日の属する月から留学における研修を終える日の属する月までとする。ただし、当該期間は、６月（県内において１年以上医師の業務に従事することを誓約する書面を提出した者にあっては、２月）以上24月以内でなければならない。<br>３及び４　略 | （貸付金の額等）<br>第３条　略<br>２　貸付金の貸付期間は、留学における研修を始める日の属する月から留学における研修を終える日の属する月までとする。ただし、当該期間は、６月以上24月以内とする。<br>３及び４　略 |
| （貸付金の返還）<br>第12条　借受者は、留学における研修終了後知事が指定する県内の病院（以下「指定病院」という。）において常勤医師（指定病院が定める勤務時間の全てを勤務する医師であって、１週間当たり32時間以上勤務するものをいう。以下同じ。）としての勤務を開始した日（以下「勤務開始日」という。）から起算して貸付金の貸付期間の２倍に相当する期間（その期間が１年に満たないときは１年とし、災害、疾病その他やむを得ない理由があると知事が認めた期間があるときはその期間を加算した期間とする。）を経過する日の属する月の翌月から貸付金の貸付期間に相当する期間（第14条第１項の規定により履行を猶予された場合にあっては、猶予された期間を加算した期間）内に、月賦均等払の方法により、貸付金を返還しなければならない。 | （貸付金の返還）<br>第12条　借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から１月以内に貸付金の全額を一括返還しなければならない。<br>（１）　第10条第１項の規定により貸付金の貸付けを打ち切られたとき。<br>（２）　留学における研修を終了した日から起算して３月（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に知事が指定する県内の病院において常勤医師（当該病院において定める医師の勤務 |

| | |
|---|---|
| | 時間のすべてを勤務し、かつ、１週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。）としての勤務を開始し、当該勤務を開始した日（以下「勤務開始日」という。）から起算して貸付金の貸与を受けた期間の２倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以上、当該病院において常勤医師としての業務に従事しなかったとき。<br>（３）　勤務開始日から起算して１年以内に留学における研修で得た成果を伝達する講習会を県内において開催しなかったとき。<br>（４）　医師免許を取り消されたとき。<br>（５）　専門医資格を失ったとき。 |
| ２　前項の規定にかかわらず、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から１月（第14条第１項の規定により履行を猶予された場合にあっては、猶予された期間を加算した期間）以内に、未返還の貸付金を一括して返還しなければならない。<br>（１）　第10条第１項の規定により貸付金の貸付けを打ち切られたとき。<br>（２）　留学における研修を終了した日から起算して３月（災害、疾病その他やむを得ない理由があると知事が認めた期間があるときは、その期間を加算した期間）以内に指定病院において常勤医師としての勤務を開始しなかったとき。<br>（３）　勤務開始日から前項の規定により貸付金の返還を開始する月の前月の末日までの間（災害、疾病その他やむを得ない理由があると知事が認めた期間を除く。）、指定病院において常勤医師としての業務に従事しなかったとき。<br>（４）　勤務開始日から起算して１年以内に留学における研修で得た成果を伝達する講習会を県内において開催しなかったとき。<br>（５）　貸付金の返還を終えるまでの間に医師免許を取り消され、又は専門医資格を失ったとき。 | |
| ３　第１項の規定による病院の指定は、借受者ごとに行うものとする。この場合において、知事は、借受者及び指定しようとする病院の管理者の意見を聴くものとする。 | ２　前項第２号の規定による病院の指定は、借受者ごとに行うものとし、知事は、借受者及び指定しようとする病院の管理者の意見を聴くものとする。 |
| （返還の債務の履行猶予） | （返還の債務の履行猶予） |
| 第14条　知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予 | 第14条　知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予 |

| | |
|---|---|
| することができる。 | することができる。 |
| （１）　指定病院において医師の業務に従事していた者であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該指定病院を退職したものが、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。 | （１）　第１条の知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事していた者であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該病院を退職したものが、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。 |
| ア～ウ　略 | ア～ウ　略 |
| （２）～（５）　略 | （２）～（５）　略 |
| ２及び３　略 | ２及び３　略 |
| 様式第６号（第11条関係） | 様式第６号（第11条関係） |
| 収入印紙　鳥取県医師海外留学資金貸付金借用証書 | 収入印紙　鳥取県医師海外留学資金貸付金借用証書 |
| 職　氏　名　　　　　様 | 職　氏　名　　　　　様 |
| 借用金額　　金　　　　　　　　　円也<br>（　　年　　月から　　年　　月まで　月分） | 借用金額　　金　　　　　　　　　円也 |
| 私は、借受者として、上記の額の貸付金の貸付けを受けました。<br>ついては、鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の規定に従い、滞りなく返還します。 | 私は、借受者として、上記の額の貸付金の貸付けを受けました。<br>ついては、鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の規定に従い、滞りなく返還します。 |
| 年　　月　　日<br>借　受　者　郵便番号<br>住　　所<br>氏　　名　　　　　㊞<br>電話番号 | 年　　月　　日<br>借　受　者　郵便番号<br>住　　所<br>氏　　名　　　　　㊞<br>電話番号 |
| 私は、　　　　　　　が借受者として貸付金の貸付けを受けましたので、上記の貸付金返還債務を、借受者と連帯して負担します。<br>連帯保証人　郵便番号<br>住　　所<br>氏　　名　　　　　㊞<br>電話番号 | 私は、　　　　　　　が借受者として貸付金の貸付けを受けましたので、上記の貸付金返還債務を、借受者と連帯して負担します。<br>連帯保証人　郵便番号<br>住　　所<br>氏　　名　　　　　㊞<br>電話番号 |
| 私は、上記の借受者及び連帯保証人が貸付金返還債務の履行を怠ったときは、当該債務を履行します。 | 私は、上記の借受者及び連帯保証人が貸付金返還債務の履行を怠ったときは、当該債務を履行します。 |
| 保　証　人　郵便番号<br>住　　所<br>氏　　名　　　　　㊞<br>電話番号 | 保　証　人　郵便番号<br>住　　所<br>氏　　名　　　　　㊞<br>電話番号 |

附　則

この規則は、公布の日から施行する。